

## 平成29年度 第2回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】平成29年12月20日（水） 午前10時30分から開催

【開催場所】阪南市役所 3階 全員会議室

【出席委員】委員15名中、13名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、日野 泰雄、三星 昭宏、上甲 誠、角野 信和、福田 雅之、  
見本 栄次、奥野 英俊、相良 修一郎、信 正夫、吉田 美智子、佐藤 妙子、  
寺田 雄揮

【欠席者】瀬田 史彦、大脇 健五

【傍聴者】なし

### 【案 件】

- ①南部大阪都市計画 生産緑地地区の変更について（付議）
- ②南部大阪都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について（諮問）
- ③阪南市立地適正化計画について（報告）
- ④阪南丘陵地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について（報告）
- ⑤公募による市民委員の募集について（その他）

### 【結 果】

- ・会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・公募市民委員選考委員会の委員長に、下村委員が選出された。
- ・付議に対して、委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。
- ・諮問に対して、委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。

**【質疑応答】**

①南部大阪都市計画 生産緑地地区の変更について（付議）

（会 長） 平成 34 年に生産緑地指定から 30 年が経過し、現在指定されている生産緑地のほとんどが一斉に指定解除される恐れがある。先の閣議決定でも市街化区域内の農地はあるべきものという考えであり、そのような状況を踏まえ、現在議論がなされている制度改革の状況等について事務局から紹介いただいたが、次回以降の審議会で詳細な情報を提供してもらいたい。

本日の付議案件は、故障によって農業を断念される 1 地区の生産緑地地区の区域変更ということであるが、質問や意見等はないか。特に異議がないようであれば、原案のとおり答申してよろしいか。

（委員一同） 異議なし。

**【質疑応答】**

②南部大阪都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について（諮問）

（会 長） 前回の本審議会で事務局から説明があった大阪府の変更案について、目標に「安全・安心」という表現を加えるべきという事については他市等からも同様の意見があり、変更されたということである。また、テーマ別方針については、各方針に重みづけがあるわけではなく、あくまでも箇条書きということである。

ちなみに重点地区について、大阪府全体でもかなり地区数が減っているが、これは事業が完了したためなのか。

（事務局） 本市の場合でも箱作地区で区画整理事業が完了しており、他市でも概ねそうではないかと考えている。

（委 員） 阪南スカイタウンの住民からは、小児科病院がないという話を聞いたことがあり、そういった施設を誘導し利便性をよくしていかないと、都心に回帰する人も出てくるのではないかと。阪南市としてはスカイタウンだけで考えるのではなく、箱作駅周辺を含めた活性化を考えてほしい。

（事務局） スカイタウンでは当初のまちづくり指針に基づいたまちづくりを計画的に実践しており、今後もそれに沿って進めていくことになる。

また、箱作駅周辺の活性化については、立地適正化計画の中で拠点性の位置づけをしているので、後ほど意見をいただきたい。

(会 長) 原案について他に質問や意見等があればお伺いしたい。特に異議がないようであれば、原案のとおり答申してよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

#### 【質疑応答】

##### ③阪南市立地適正化計画について（報告）

(委 員) 計画策定により尾崎地区への一極集中が進むのではないかと懸念している。中心拠点の誘導施設候補として位置づけがない施設は、地区拠点や地区拠点付近に誘導すべきでないかと思う。

また、生活拠点として東鳥取地区の北側を位置づけているが、まちを歩いていると、東鳥取地区の南側が生活拠点になりつつあると感じている。

最後に箱作駅周辺の活性化について、最近、本市と岬町の境界付近に大型スーパーが立地し、買い物難民と言われていた箱の浦地区から約500mの距離にある。こういった施設を地域で守っていかないと撤退ということにもなりかねないので、活性化に向けては利活用が課題になってくると考える。

(事務局) 地区拠点はそれぞれ地域の特徴を持つものと考えているが、まずは地域住民と話をすることが重要だと考えている。また計画見直しの際に客観的合理性があれば、地区拠点を都市機能誘導区域に見直すという検討は可能で、前向きに進めてほしいと国からも回答をいただいている。

東鳥取地区の生活拠点は、先日住民説明会を行った際にも実際にそのスーパーを使っている方から意見を頂き、できるだけ自宅近くのスーパーを利用していると伺った。

箱作駅周辺も同じで、地域住民の利用が前提ではあるが、地域として維持していきたいという希望があれば、地域主体で行政がサポートし、利活用を促進しつつ、併せて地域の特性を考えていきたい。

(会 長) 歩きやすいまちなかという話があったが、「歩いて暮らせるまちづくり」とはまちなかだけ歩くという狭義の意味ではなく、徒歩や

公共交通をセットとして、まちなかや拠点間の移動を考えてもらった方がよい。

また、尾崎駅への一極集中という話だが、全て中心を向くことはよくないと考えている。それぞれの拠点に特徴を持たせることで拠点間の往来が発生し、活性化につながっていくと思うので、できるだけ地域住民と一緒に地域の特徴を話し合っていたきたい。

他に意見があればお願いしたい。

(委員) 先日、コミュニティバスのあり方に関する市民との意見交換会が開催され、26名の参加があった。さきほどのスーパーの話もそうだが、阪南市の状況は刻々と変わってきており、市民の生の意見を聞けるような環境づくりに努めていただきたい。

(事務局) 市としても市民や民間の力を合わせないと限度があると考えている。現在、まちづくり等に関してたくさんの方々が活動されているということは聞いているので、積極的に意見交換を行い、市民のニーズをしっかりと把握していきたい。

(会長) 地域住民の意向やニーズを把握することは重要で、そのためには地域のみinnで意見を交わす事が第一歩となる。

また、活動されている地区に対して、他地区の人が見学に行ける機会があれば、少しずつ広がりも出てくるのではないかと思う。

他に意見があればお願いしたい。

(委員) 本計画の感想のような話になるが、地区拠点すべてに施設を充実させてしまうと、イニシャルコストもランニングコストも大変なことになる。

税収に限りがある中で、皆が少しずつ辛抱しながら都市機能を確保するうえで、どういうまちづくりをしていくかということ住民に理解してもらい、計画を立てていく必要があると思う。

(会長) 他にも意見があればお願いしたい。

(委員) 交通に関してだが、昨年、国が地域の交通問題に対応すべく、高齢者の移動確保に関する検討委員会が立ち上げられた。全国的にコンパクトシティ化が進められる中で、許認可権者の問題など、道路運送法がネックとならないよう改善に向けた働きかけを行っている

ところである。

また、千葉県柏市の「健康まちづくり」の公共交通に関する研究を聞く場があったのだが、その中で、車を使って歩かない人と歩く人の健康の差や保険料の差といったデータが示されていた。今後、公共交通への利用の転換に向けた周知等を市民にする際には、こういったリアルなデータを紹介しながら説明する方がわかりやすいかと思う。

(会 長) 今、意見頂いた勉強会のような場が本審議会であってもよいと考える。

(会 長) その他意見があれば、書面等で事務局へ提出願いたい。

中心区域については一極集中についての善悪の議論があったが、一方で住民の非日常性の場を提供するのはやはり中心核となる都心の機能であり、そういう場所は市として持つべきであろう。

また、広域面では国は鉄道沿線まちづくりという、周辺の他都市と合わせた広域的な機能の割り振りを考えている。そのため、本市の中心である尾崎駅周辺には、どのような特色があって何が必要なのかを早く見極め、尾崎の必要性を主張していく必要があると思う。

#### 【質疑応答】

④阪南丘陵地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について（報告）

(会 長) 都市計画法改正により新たな用途地域が創設され、建築基準法の条文が条ずれを起こしたため、条例改正を行うということである。

新たな用途地域等に関する説明については、別の機会に生産緑地法改正も含め、改めて事務局から説明頂きたい。

#### 【質疑応答】

⑤公募による市民委員の募集について（その他）

(会 長) 審議会の中に選考委員会という部会を設置することについて、質問や意見等があればお願いしたい。

(委員一同) 異議なし。

(会 長) 会長が選考委員会の部会長に就くと独占的になってしまう恐れがあり、公平を期すために、会長は部会長を指名するということになっているので、副会長に選考委員会の部会長をお願いしたいと思うがいかがか。

(委員一同) 異議なし。

(会 長) 公募の要件はわかるようになっているのか。

(事務局) 募集案内に記載している。

(会 長) その他、事務局から報告等があればお願いしたい。

(事務局) 次回の審議会案件は、本日に引き続き「阪南市立地適正化計画について」を予定している。

(会 長) 次回の審議会においても、個別の案件を扱うことはないので、原則公開とさせていただくがよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

(会 長) 以上、すべての案件を終了する。

**【午後 12 時 30 分閉会】**